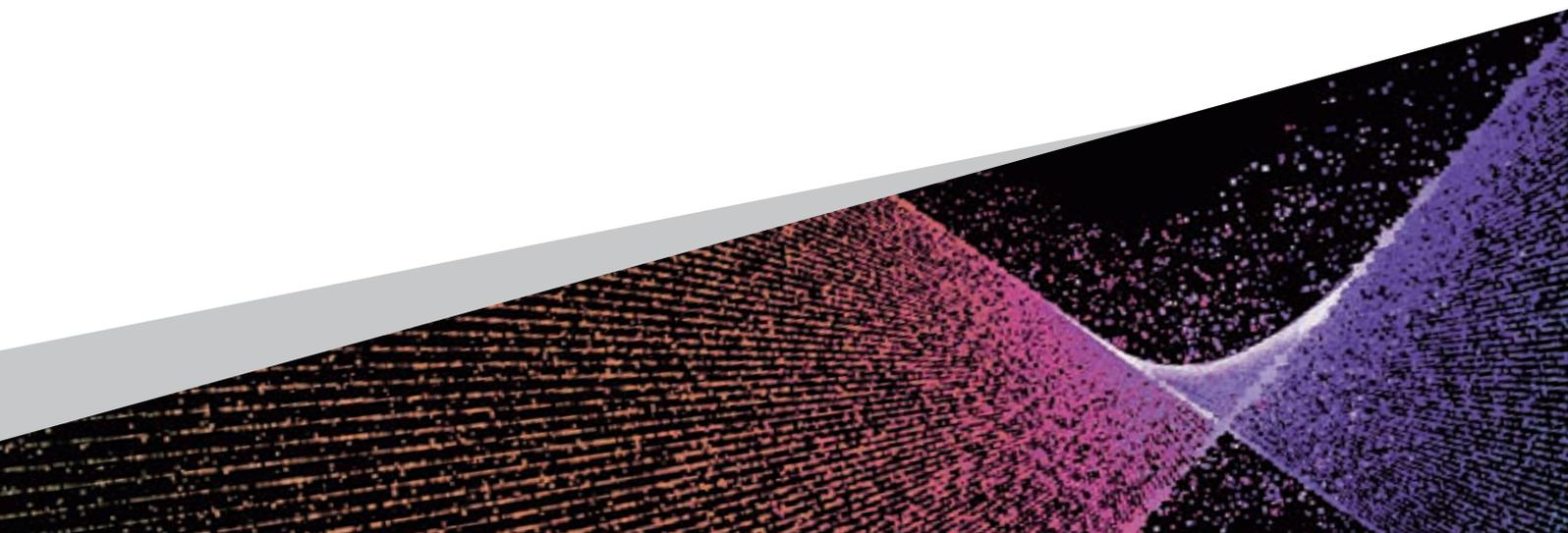




Tokio Marine X 少額短期

Tokio Marine X 少額短期の現状 2023



はじめに

平素より、Tokio Marine X少額短期保険株式会社をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、当社の経営方針、事業概況、財務状況等事業活動についてご説明するためにディスクロージャー誌「Tokio Marine X少額短期の現状2023」を作成しました。本誌が当社をご理解いただく上で、皆様のお役に立てれば幸いです。

*本誌は「保険業法第272条の17」および「同施行規則第211条の37」に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明資料）です。



▲日動火災・熊本県共同ビル

会社の概要 (2023年3月31日現在)

社名 Tokio Marine X少額短期保険株式会社
本社所在地 東京都中央区銀座5丁目3番16号

資本金 295,000,000円
従業員数 5名

沿革

年月日	主なできごと
2022年2月1日	東京海上日動少額短期設立準備株式会社設立
2023年2月7日	少額短期保険業者として関東財務局登録完了 「関東財務局長（少額短期保険）第111号」
2023年2月7日	社名を「Tokio Marine X少額短期保険株式会社」に変更
2023年3月7日	「バイク盗難お見舞い保険」販売開始

Tokio Marine X少額短期の現状

2023

目次

現 状

トップメッセージ	2
経営理念	3

経営について

東京海上グループ概要	6
東京海上グループについて	8
代表的な経営指標	10
2022年度の事業概況	11
お客様本位の業務運営方針	12
内部統制基本方針	13
コーポレートガバナンスの状況	15
コンプライアンスの徹底	16
反社会的勢力等への対応	17
リスク管理態勢	18
資産運用方針	19
情報管理方針	20
情報開示	24
勧誘方針	24
お客様にご満足いただくために	25
サステナビリティの取り組み	28
ダイバーシティの推進	28

商品・サービスについて

保険の仕組み	30
取扱商品	33

業績データ

主要な業務の状況	36
経理の状況	44

コーポレートデータ

株式の状況	56
会社の組織	57
役員の状況	58
従業員の状況	60
子会社等の状況	60
店舗一覧	60
保険に関する用語の説明	61

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

トップメッセージ



取締役社長 宮谷 恒平

当社は東京海上グループの一員として、関係当局の登録・認可等を経て、2023年3月に営業を開始いたしました。

社会環境が大きく変化していく中、当社がお客様や社会に価値を提供し続けていくためには、お客様の生活の“不”や社会課題に寄り添い、そのリスクや課題を正しく把握した上で、迅速にお客様毎の細かなニーズに合致した保険商品・サービスを世の中に数多くご提供していくことが重要となります。

こうした環境変化に対応するために、多くのお客様を抱え快適な社会生活に価値提供しているビジネスパートナーとクロスオーバーし、新たな保険商品とよりよい顧客体験を生み出し、新しい安心・安全を創ってまいります。

また最新のテクノロジーやデジタル技術を活用することで、お客様の利便性を高めつつ事業効率・生産性を高め、お求めやすい保険料を実現し、今までご提供ができていなかった保険商品の提供、新たなリスクへの挑戦にも取り組んでまいります。お客様の不安と安心の差を埋め、社会にとって不可欠な存在となるべく全社員で弛まぬ努力をしていく所存です。

当社は、デジタルシフトが進む時代における保険の在り方を再定義し、経営理念である「お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点におき、より豊かで快適な社会生活を創造します。」の実現を目指して、東京海上グループ全体でお客様のニーズの変化に柔軟かつ迅速に対応できる体制をより充実させることで、お客様に寄り添った商品・快適な顧客体験の提供をお届けし、お客様の暮らしと事業発展に貢献してまいります。

今後とも、ご支援・ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2023年7月

経営理念

- 01 お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点におき、より豊かで快適な社会生活を創造します。
- 02 お客様に寄り添った商品・快適な顧客体験の提供を通じて、新しい安心・安全を創ります。
- 03 ビジネスパートナーと新たな価値を共創し、相互発展を目指します。
- 04 機動力と探求心をもってあらゆるテクノロジーの活用と仕組みの構築に挑戦し、東京海上グループの発展に貢献します。
- 05 社員の多様性を互いに尊重し、一人ひとりが常に創造と革新に挑戦できる自由闊達な企業風土を築きます。
- 06 公正・誠実に健全な事業を運営し、社会の発展に貢献します。

経営について

東京海上グループ概要	6
東京海上グループについて	8
代表的な経営指標	10
2022年度の事業概況	11
お客様本位の業務運営方針	12
内部統制基本方針	13
コーポレートガバナンスの状況	15
コンプライアンスの徹底	16
反社会的勢力等への対応	17
リスク管理態勢	18
資産運用方針	19
情報管理方針	20
情報開示	24
勧誘方針	24
お客様にご満足いただくために	25
サステナビリティの取り組み	28
ダイバーシティの推進	28

東京海上グループ概要

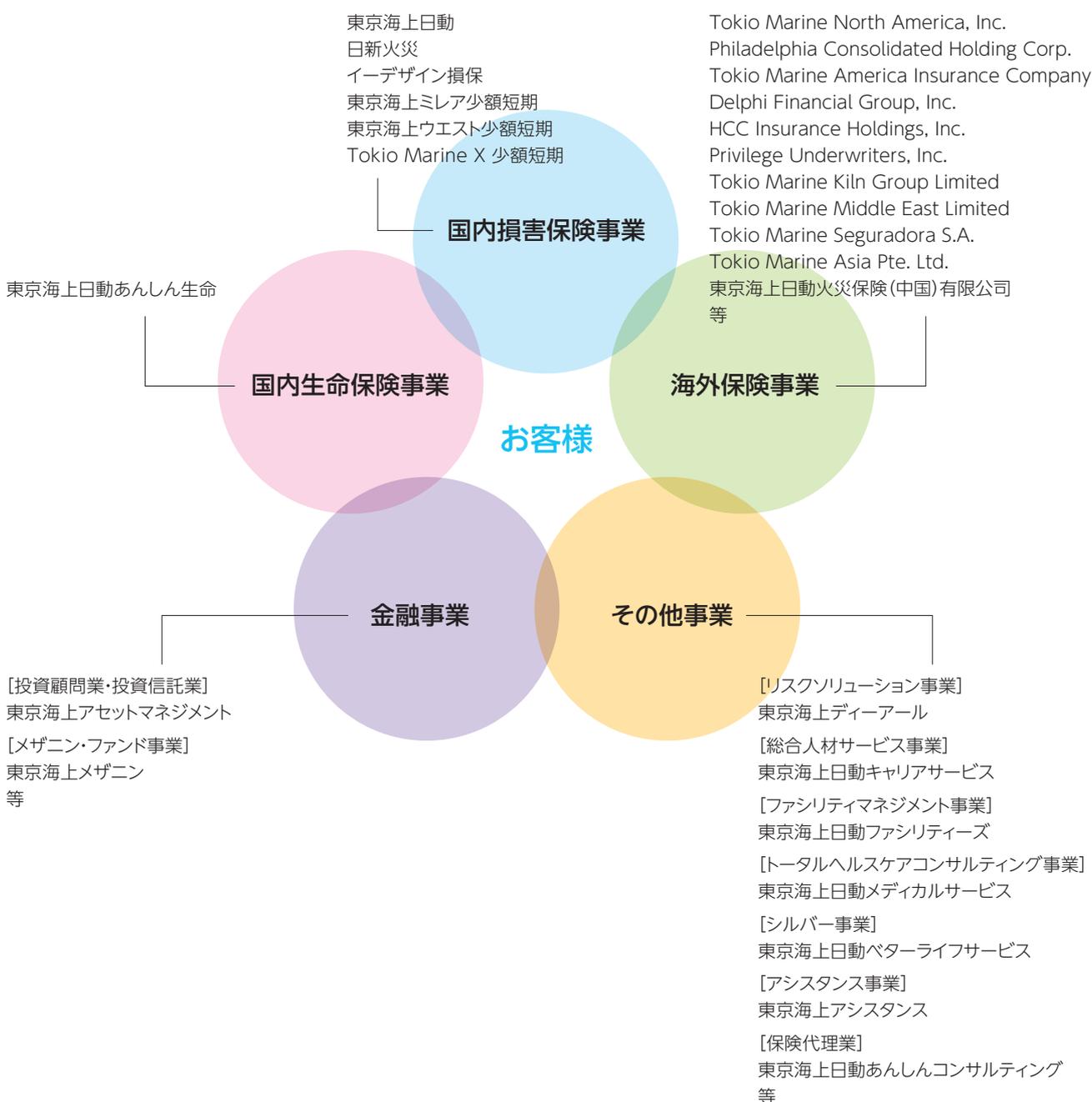
東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、東京海上グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、サステナビリティ推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2023年7月1日現在)



主な保険事業会社

国内損害保険事業

Non-life Insurance Business

東京海上日動火災保険株式会社

創業：1879年8月1日
資本金：1,019億円
正味収入保険料：2兆3,852億円
総資産：9兆4,271億円
従業員数：16,645名
本店所在地：東京都千代田区大手町2-6-4
常盤橋タワー
(2023年3月31日現在)



提供:三菱地所(株)

日新火災海上保険株式会社

創業：1908年6月10日
資本金：203億円
正味収入保険料：1,450億円
総資産：3,665億円
従業員数：2,092名
本店所在地：東京都千代田区神田
駿河台2-3
(2023年3月31日現在)



国内生命保険事業

Life Insurance Business

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

設立日：1996年8月6日
資本金：550億円
保険料等収入：8,127億円
総資産：8兆7,075億円
従業員数：2,625名
本社所在地：東京都千代田区大手町2-6-4
常盤橋タワー
(2023年3月31日現在)



提供:三菱地所(株)

海外保険事業

Overseas Business

Philadelphia Consolidated Holding Corp.

創業：1962年
正味収入保険料：3,706百万米ドル
総資産：12,786百万米ドル
従業員数：1,858名
本社所在地：米国ペンシルバニア州
パラキンウィッド



Delphi Financial Group, Inc.

創業：1987年
保険料及び手数料収入：3,368百万米ドル
総資産：34,533百万米ドル
従業員数：3,011名
本社所在地：米国ニューヨーク州
ニューヨーク市



HCC Insurance Holdings, Inc.

創業：1974年
正味収入保険料：5,329百万米ドル
総資産：17,798百万米ドル
従業員数：3,787名
本社所在地：米国テキサス州ヒューストン



Privilege Underwriters, Inc.

創業：2006年
取扱保険料：1,966百万米ドル
総資産：974百万米ドル
従業員数：1,057名
本社所在地：米国ニューヨーク州ホワイト
プレーンズ市



Tokio Marine Kiln Group Limited

創業：1962年
正味収入保険料：881百万英ポンド
総資産：3,713百万英ポンド
従業員数：705名
本社所在地：英国ロンドン



海外ネットワーク

- ・海外拠点：46の国・地域
- ・駐在員数：302名
- ・現地スタッフ数：約35,000名
- ・クレームエージェント数：約250拠点(サブエージェントを含む)
(2023年3月31日現在)

海外保険事業については、2022年12月31日現在 現地財務会計ベース。

東京海上グループについて

東京海上グループについて

東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくために、着実に企業価値の拡大を図っていきます。

東京海上グループ中期経営計画2023 ～成長への変革と挑戦～

2021年度から3か年の「東京海上グループ中期経営計画2023 ～成長への変革と挑戦～」がスタートしています。当社は「お客様や地域社会の“いざ”をお守りする」というパーパスを起点に、事業活動と社会課題解決を循環させることで、当社の経済的価値と社会的価値、そしてその総和である企業価値を高め、グループの長期ビジョンである「世界のお客様に“あんしん”をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ」をめざしています。新中期経営計画では、長期ビジョンに向けて実現する姿として「ステークホルダーとのWin-Win」「グローバル×シナジー」「成長と安定的な高収益の実現」を定め、経営を支える基盤をベースに「2+1の成長戦略」に取り組みます。

1 中期経営計画の方向性

長期ビジョン

世界のお客様に“あんしん”をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ
～100年後もGood Companyをめざして～

長期ビジョンに向けて実現する姿

ステークホルダーとの
「Win-Win」

「グローバル」×「シナジー」

成長と安定的な高収益の実現
(中長期ターゲットとして、修正純利益
5,000億円超・修正ROE12%程度)

2+1の成長戦略

新しいマーケット × 新しいアプローチ
急激に変化するお客様のニーズに的確に対応し、
マーケットに合わせた商品・サービス戦略、
チャネル戦略を展開していく

保険本業の収益力強化
自然災害の激甚化、低金利といった課題認識の
一方で、料率のハード化やデジタル活用フェーズ等の
機会も活かし保険本業の収益力向上に取り組む



次の成長ステージに向けた事業投資

テクノロジー
～ミッションドリブン～

経営を支える基盤

ERM
～リスクカルチャー～

人材

専門性人材の育成
グローバル人材・経営人材の育成
ダイバーシティ&インクルージョン

グループ体経営

ベストプラクティスの共有
シナジーを発揮する体制
グローバル経営態勢の構築

企業文化

To Be a Good Company
社会／お客様課題の解決
“しなやか”で“たくましい”

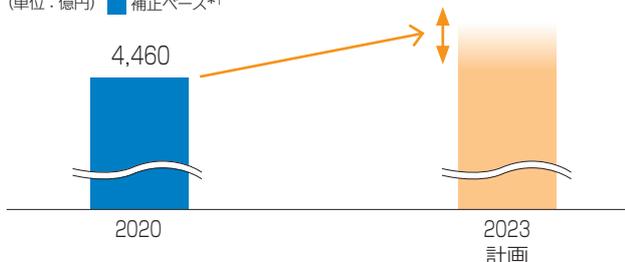
2 中期経営計画の業績指標

1. グループ全体の目標 CAGR=年平均成長率

修正純利益

計画 CAGR 3~7%

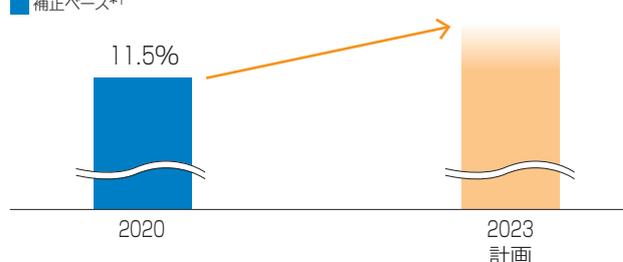
(単位：億円) ■ 補正ベース*1



修正ROE

計画 12%程度

■ 補正ベース*1



*1 自然災害は平年に補正し、新型コロナウイルスや為替変動の影響を控除した補正ベース

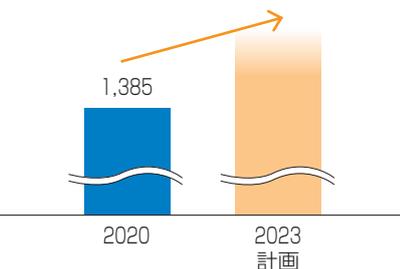
2. 各事業の利益目標 CAGR=年平均成長率

国内損保事業(東京海上日動)

事業別利益

計画 CAGR +6%以上

(単位：億円) ■ 補正ベース*1

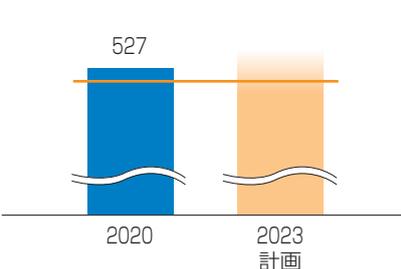


国内生保事業(あんしん生命)

事業別利益*2

計画 安定的に500億円レベルを確保

(単位：億円)

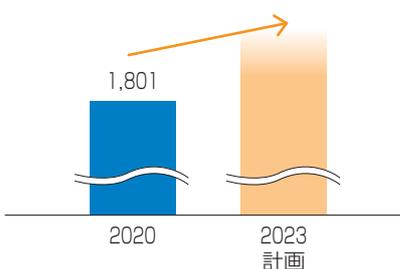


海外保険事業

事業別利益

計画 CAGR +9%程度

(単位：億円) ■ 補正ベース*3



*1 自然災害は平年に補正し、新型コロナウイルスの影響を控除

*2 2021年度より当期純利益をベースとした指標に改定

*3 自然災害は平年に補正し、新型コロナウイルスや為替変動の影響を控除

経営指標の定義

グループ全体の指標

利益およびROEについては、「修正純利益」および「修正ROE」を用いており、具体的には次の方法で算出いたします。

■ 修正純利益*1

連結当期純利益*2+異常危険準備金繰入額*3
 + 危険準備金繰入額*3+価格変動準備金繰入額*3
 + 自然災害責任準備金*4繰入額*3+初年度収支残の影響額
 - ALM*5債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
 + のれん・その他無形固定資産償却額
 - 事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
 - その他特別損益・評価性引当等

■ 修正純資産*1

連結純資産+異常危険準備金+危険準備金+価格変動準備金
 + 自然災害責任準備金*4+初年度収支残
 - のれん・その他無形固定資産

■ 修正ROE=修正純利益÷修正純資産(平均残高ベース)

*1 各調整額は税引後
 *2 連結財務諸表上の「親会社株主に帰属する当期純利益」
 *3 戻入の場合はマイナス
 *4 大規模自然災害リスクに対応した火災保険の未経過保険料
 *5 ALM=資産・負債総合管理。ALMの負債時価変動見合いとして除外

事業別の利益指標(事業別利益)*1

各事業の利益には「事業別利益」を用いており次の方法で算出いたします。

(1) 損害保険事業

当期純利益+異常危険準備金等繰入額*2
 + 価格変動準備金繰入額*2
 + 自然災害責任準備金*3繰入額*2+初年度収支残の影響額
 - ALM*4債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
 - 政策株式・事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
 - その他特別損益・評価性引当等

(2) 生命保険事業*5

当期純利益+異常危険準備金等繰入額*2
 + 価格変動準備金繰入額*2
 - ALM*4債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
 - 政策株式・事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
 - その他特別損益・評価性引当等

(3) その他の事業

財務会計上の当期純利益

*1 各調整額は税引後
 *2 戻入の場合はマイナス
 *3 大規模自然災害リスクに対応した火災保険の未経過保険料
 *4 ALM=資産・負債総合管理。ALMの負債時価変動見合いとして除外
 *5 海外生保事業は「その他の事業」の基準により算出する。

代表的な経営指標

2022年度 代表的な経営指標

項目 \ 年度	2021年度	2022年度
元受正味保険料	—	0千円
正味収入保険料	—	0千円
正味損害率	—	0.0%
正味事業費率	—	21,592,307.6%
保険引受利益(△は損失)	—	△127,178千円
経常利益(△は損失)	△7,418千円	△127,178千円
当期純利益(△は損失)	△7,466千円	△96,481千円
ソルベンシー・マージン比率	—	20,928.3%
総資産額	583,497千円	504,106千円
純資産額	582,533千円	486,051千円
保険業法上の純資産額※	582,533千円	486,051千円

※保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものをいいます。

※2021年度は、2022年2月1日から2022年3月31日までとなります。

2022年度の事業概況

事業の経過および成果等

東京海上グループは、デジタル戦略の一環として、変化するお客様ニーズに対応するための価値提供の変革の取り組みを進めております。当社は、幅広いビジネスパートナーのビジネス、商品、サービスに保険を組み込むエンベデッド・インシュアランス*に最適な保険商品やシステム、マーケティング手法を一括提供し、また、保険のデジタル化に必要な機動性・R&D機能を保持し、R&D成果をグループ全体に還元することを目的とした会社として、2023年2月に少額短期保険会社として登録、同年3月に開業いたしました。

同年3月より、コンビニエンスストアで加入したバイク向け自賠責保険の契約者に対して「バイク盗難お見舞い保険」の販売を開始いたしました。

※ 組込型保険とも呼ばれ、ビジネスパートナーとなる事業者の商品・サービスの購入・利用・体験に保険加入導線を組み込み、1つのビジネスとしてシームレスな顧客体験を提供するものです。

当年度の業績

保険料等収入は0千円となり、資産運用収益0千円を加えた経常収益は0千円となりました。

一方、責任準備金等繰入額0千円、事業費127,178千円を合計した経常費用は127,178千円となりました。

この結果、経常損失は△127,178千円、当期純損失は△96,481千円となり、当年度末の利益剰余金は△103,948千円、純資産は486,051千円となりました。

対処すべき課題

当年度のわが国経済は、物価上昇の影響がみられましたが、新型コロナウイルスに係る制限が徐々に緩和され経済活動が正常化しつつあることなどから、個人消費を中心に緩やかに持ち直しました。個人の嗜好やニーズの多様化が進み、社会環境が大きく変化していく中、お客様や社会課題

に寄り添い、そのリスクや課題を正しく把握したうえで、迅速にお客様毎の細かなニーズに合致した保険商品・サービスを数多く提供していくことが重要になると考えております。

当社は、「お客様に寄り添った商品・快適な顧客体験の提供を通じて、新しい安心・安全を創ります」という経営理念のもと、多くのお客様を抱え快適な社会生活に価値提供しているビジネスパートナーとクロスオーバーし、新たな保険商品とよりよい顧客体験を生み出してまいります。また、機動力と探求心をもってあらゆるテクノロジーの活用と仕組みの構築に挑戦し、今までご提供ができていなかった保険商品の提供、新たなリスクへの挑戦にも取り組んでまいります。さらに、保険のデジタル化に必要な機動性・R&D機能を保持し、R&Dの成果を東京海上日動にも連携することで、グループ全体のデジタル化のスピードを加速させることに貢献していく所存です。

お客様本位の業務運営方針

当社は、「お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点におき」、「より豊かで快適な社会生活を創造する」旨を経営理念に掲げています。

また、お客様をはじめとした社会からの要請に応えることをコンプライアンスと捉え、コンプライアンスの徹底は当社の経営理念の実践そのものであるとの認識のもと、事業活動のあらゆる局面において、その徹底を最優先とすることを宣言しています。

そして、当社は、「お客様の声」を真摯に受け止め、最後まで責任を持ち、お客様にわかりやすい商品を開発し、ビジネスプロセスを進化させるなど、お客様対応力を向上させるとともに、お客様の声に基づいた業務品質の向上に努めています。

社会環境が大きく変化し、リスクも多様化する中で、保険事業の存在意義は、お客様のくらしや事業の安心・安全・安定に貢献することであり、事故や災害といった非日常的な状況の中でも、お客様に安心していただくための「寄り添う力の担い手」となることが、当社に求められている使命だと考えております。

当社はお客様に寄り添い、多様化するニーズを鋭敏に捉えながら、「お客様本位」の保険事業をより徹底していくために「お客様本位の業務運営方針」（以下、運営方針）を策定し、運営方針に基づいた具体的な取組を強化しています。

当社は、ビジネスパートナーと新たな価値を共創し、「お客様に寄り添った商品・快適な顧客体験」の提供を通じて、「新しい安心・安全」を創ります。

お客様本位の業務運営方針

運営方針1：お客様の声を活かした業務運営

「お客様からの信頼をあらゆる事業活動の原点におく」という経営理念に基づき、社員並びに代理店が「お客様の声」を真摯に受けとめ、積極的に企業活動に活かしていくため、「お客様の声」対応方針を定め、お客様本位に業務運営するよう努めてまいります。

運営方針2：保険募集

お客様を取り巻くリスクや、お客様のご意向を把握した上で、ご契約を締結するに際して必要な情報を提供しながら、ふさわしい商品・サービスをご提案するよう努めてまいります。

運営方針3：保険金のお支払い（損害サービス）

お客様のいざというときにお役に立てるよう、お客様の状況や立場、思いに寄り添い、信頼に応える損害サービスの品質を確保し、迅速かつ適切に保険金をお支払いするよう努めてまいります。

運営方針4：運営方針の浸透に向けた取組み

常にお客様本位の行動をしていくために、研修体系の整備や運営方針の浸透に向けた取組みを推進してまいります。

運営方針5：利益相反等の管理

「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、役職員一同がこれを遵守することによって、お客様の利益が不当に害されることのないように、利益相反等の管理に努めてまいります。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社（以下「東京海上HD」）が定めた各種グループ基本方針等に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定めています。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
 - a. 当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上日動」）の事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上日動に報告する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 経理に関する基本方針」に基づき、当社の財務状態および事業成績を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続、税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」に基づき、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ ITガバナンスに関する基本方針」に基づき、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。
 - a. 役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - b. コンプライアンスを統轄する部署を設置するとともに、年度アクションプランを策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。
 - c. コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - d. 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、東京海上HDの事前承認を得て、東京海上日動が行う内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。
 - a. リスク管理方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。
 - b. リスク管理を統轄する部署を設置するとともに、リスク管理方針において管理対象としたリスク毎に管理部署を定める。
 - c. リスク管理についての年度アクションプランを策定する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画（数値目標等を含む。）を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、(1)～(2)のほか、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、監査役に(1)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、必要な体制を整備する。
- (3) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 東京海上日動の内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

コーポレートガバナンスの状況

コーポレートガバナンス態勢

当社は、お客様、株主、代理店、社員、地域・社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすためコーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、持株会社である東京海上ホールディングスが策定した「コーポレートガバナンス基本方針」および当社の「内部統制基本方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築しています。

1. 取締役・取締役会

取締役は3名（2023年7月1日現在）、任期は1年とし、再任を妨げないものとしています。

取締役会は、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務、適切な内部統制システムを構築する責務等を負います。

また、各取締役は、取締役会がこれらの責務・機能を十分に全うできるように努めています。

2. 取締役会委員会

当社では、取締役会から諮問された事項についての調査、審議もしくは立案を行い、また、委託された事項について、その解決策を計画・立案し、総合的に調査の上、推進することを目的として、代表取締役、および関係部の部長から構成される以下の取締役会委員会を設置しています。

(1) 内部統制委員会

当委員会は、リスク管理の推進およびコンプライアンスの推進に関する事項について施策等を計画・立案し、総合的調整を図った上で実施する役割を担っています。

(2) IT運営委員会

当委員会は、IT投資計画全般に関する総合的な調整、およびITの持つ可能性を最大限に活かした業務運営に関する協議等を行い、当社ITガバナンスを推進することを担っています。

(3) 「お客様の声」対応検討委員会

当委員会は、「お客様の声」について認識を共有し、課題や解決の方向性を検討し、主管部・対応責任部へ改善を促し、また「お客様の声」に基づく業務品質課題について、その対応策の審議・検討を行い、その実現に向けた進捗管理を行う役割を担っています。

3. 監査役

監査役は3名、うち1名が社外監査役です。（2023年7月1日現在）

監査役は、独立した機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行について監査を行います。

監査の実施にあたっては、監査役が定めた監査方針および監査計画等に従い、質の高い監査を実施するよう努めています。

4. 内部監査態勢

当社では、内部監査について、「経営目標の効果的な達成に資するために、内部管理態勢（ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールの各プロセスをいい、内外の環境変化に対応した経営戦略の遂行状況を含む。）の適切性および有効性の検証、内部管理態勢上の課題の指摘、その改善に向けた提言および洞察の提供ならびにこれを通じた経営に資する助言をフォワードルッキングな観点で行うもの」と定義して、当社の全業務・全組織等を対象に、東京海上日動火災保険株式会社の内部監査部による内部監査を受けています。また、内部監査結果については、取締役会等に報告しています。

コンプライアンスの徹底

<コンプライアンス宣言>

当社は、お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点におくことを経営理念としており、コンプライアンスの徹底は当社の経営理念の実践そのものです。

当社では遵守すべき重要な事項を「コンプライアンス行動規範」としてまとめています。

私たち全役職員はこの行動規範に則り、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を最優先とすることをここに宣言いたします。

Tokio Marine X少額短期保険株式会社
取締役社長 宮谷 恒平

また、当社では、東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」を当社の「コンプライアンス行動規範」としています。

<東京海上グループコンプライアンス行動規範>（骨子）

～良い会社“Good Company”を目指して～

- 法令等の徹底 法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。
- 社会との関係 社会、政治との適正な関係を維持します。
- 適切かつ透明性の高い経営 業務の適正な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。
- 人権・環境の尊重 お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

コンプライアンス態勢

コンプライアンス態勢の強化を図り、全役職員がコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

- 会社全体としてのコンプライアンスの徹底のため、取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設け、コンプライアンスに関する基本方針・年次計画の立案や実施状況の点検・監視を行っています。
- コンプライアンスの確実な推進とけん制機能の適切な実施のため、コンプライアンス部門（コーポレートマネジメント部等）を設置しています。
- 各部長がコンプライアンス推進の責任者となり、コンプライアンス研修の実施等、部署内のコンプライアンスの徹底を図っています。
- コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかにコーポレートマネジメント部等に報告・相談を行うことを義務付けています。
- 何らかの理由で通常の報告・相談を行うことが適当でない場合には、各種ホットラインを利用して匿名で報告・相談を行うことができる体制にしています。

反社会的勢力等への対応

反社会的勢力等への対応に関する方針

当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する方針」に基づき、反社会的勢力等への対応に関する方針を定め、反社会的勢力等に対する態勢整備と毅然とした対応に努めています。

反社会的勢力等に対し、以下1から5に基づき対応します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係（提携先を通じた取引を含む）を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、当社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行いません。

犯罪による収益の移転防止に関する取り組みについて

当社は、「東京海上グループ マネー・ローンダリング等の防止に関する方針」に基づき、マネー・ローンダリング等の防止に関する規程を定め、取引時確認、疑わしい取引に関し金融庁に届出を行う等必要な組織態勢を整備しています。

リスク管理態勢

リスク管理方針

当社では、業務の健全性と適切性を確保し維持することを目的に、「東京海上グループリスク管理に関する基本方針」に基づき、「リスク管理基本方針」を定め、当社のリスク管理に関する基本的な事項を明確化するとともに、リスク管理全般を推進するために取締役会委員会として「内部統制委員会」を設置しています。

<リスク管理基本方針>

リスク管理に係る組織・体制、リスクの定義、レポーティングルールなど、当社のリスク管理全般に関する基本的事項を明確化しています。

<危機管理方針>

お客様・代理店等のステークホルダーとの関係に重大な影響が生じる、または当社業務に著しい支障が生じるような緊急事態が発生した場合の基本方針として、「危機管理方針」を定めています。

緊急事態が発生した場合は、この「危機管理方針」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置する等、緊急事態下で必要な情報収集と具体的な対応策の企画・立案・指示・実施を行う態勢としています。

<個別リスク管理>

当社の事業遂行に関わる主要なリスクを特定し、主管部を定め個別にリスク管理に取り組んでいます。主要なリスクの概要は次のとおりです。

1. 保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

2. 流動性リスク

会社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量または大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされること等により損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすること等により損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

3. 事務リスク

役職員、業務委託先等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

4. システムリスク

情報システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い会社が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

5. 情報漏えいリスク

役職員、業務委託先等の処理誤りや不正な処理等により、重要情報の漏えいが発生し、損失を被るリスクをいいます。

6. 法務リスク

事業活動に関連して発生する可能性がある（イ）法令等違反リスク（法令等の不遵守により損失を被るリスク）および（ロ）法律紛争リスク（法律紛争の発生により損失を被るリスク）をいいます。

7. レピュテーションリスク

当社および当社業務に密接な関係を有する者に関する否定的な評価・評判が日本国内外に流布することにより、当社の信用やブランド価値等が悪化し、結果的に不利益を被るリスクをいいます。

8. 事故・災害・犯罪リスク

事故・災害・犯罪に起因して、当社または代理店等、会社業務に密接な関連を有するものが、その生命・身体・資産・情報・信用・業務遂行能力に被害を受けることによって損失を被るリスクをいいます。

9. 人事・労務リスク

必要な人材の確保または育成が十分でないこと、人事運営に関する不満に起因する役職員の士気の低下、不適切な労務管理に起因する役職員の士気の低下または心身の健康障害等により、会社の円滑な業務運営が阻害されるリスクをいいます。

10. お客様の声（ご不満）対応リスク

お客様の声（ご不満）の受付から解決までの一連の対応において、社員・スタッフ等の対応ミスや不適切なお客様対応により、当社が損失を被るリスク。お客様の声（ご不満）発生原因の解決がなされていないこと、お客様の声（ご不満）が共有されていないことおよびお客様の声（ご不満）が取締役会等に正しく伝わらないことで速やかに適切な対応措置をとれないことにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

11. 外部委託リスク

外部委託先のミスやトラブル、事故・災害等で委託業務が予定通り行えず、お客様に迷惑をかけ、あるいは経済損失等が発生するリスクをいいます。

12. 上記以外のリスク

1～11以外に業務の特性等に応じて想定されるリスクをいいます。

資産運用方針

資産運用方針

少額短期保険業者の資産運用は、預貯金（外貨建てを除く）・国債・地方債等に限定されている上、当社では安全性・流動性の確保のため、預貯金による運用を基本方針としています。

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

情報管理方針

個人情報の保護

当社は、お客様の住所・氏名・契約内容等の情報について、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得しています。その情報については、保険契約の引き受け・管理、適正な保険金の支払い、お客様のニーズにあった保険商品・サービスのご案内等のために利用しています。

また、当社では、「個人情報の保護に関する法律」および関連ガイドライン等に基づき、社内諸規程を整備し、社内および代理店の教育、モニタリングを行い、情報管理の徹底に取り組むとともに、日々態勢の改善に努めています。

お客様の個人情報のお取り扱いに関しては下記の「プライバシーポリシー」を定め、当社ホームページで以下のとおり公表しています。

<https://www.tokiomarine-x.co.jp/>

プライバシーポリシー

Tokio Marine X少額短期保険株式会社 プライバシーポリシー

弊社は、お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点に置き、より豊かで快適な社会生活を創造することを目指しています。このような理念のもと、弊社は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」といいます。）その他の法令、ガイドライン、一般社団法人日本少額短期保険協会の個人情報保護指針および東京海上グループ プライバシーポリシーを遵守して、以下のとおり個人情報ならびに個人番号および特定個人情報（以下、個人番号および特定個人情報を総称して「特定個人情報等」といいます。）を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。なお、本プライバシーポリシーの記載内容については、適宜見直しを行い、改善に努めていきます。

※本プライバシーポリシーにおいて、「個人情報」および「個人データ」は、特定個人情報等を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得について

（特定個人情報等につきましては下記「8. 特定個人情報等の取扱いについて」をご覧ください。）

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

(1)本人からの取得

弊社は、弊社Webサイト内のお手続きページ、取引書類、アンケート、お問い合わせ対応の記録等を通じて個人情報を取得します。

また、各種ご連絡やお問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するために、通話内容の録音等により個人情報を取得することがあります。

(2)本人以外からの取得

弊社は、東京海上グループ各社、業務委託先、取引先等その他の第三者からまたは公開されている情報を元に、個人情報を取得する場合があります。弊社が本人以外から個人情報を取得する具体例は以下のとおりです。

○提供元の例：一般財団法人民事法務協会、株式会社ゼンリン

○取得する個人情報の項目の例：登記事項証明書記載の建物の構造の情報等、住宅地図等

弊社は、個人データを第三者から取得する場合には、当該取得に関する事項（どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

2. 個人情報の利用目的について

（特定個人情報等につきましては下記「8. 特定個人情報等の取扱いについて」をご覧ください。）

弊社では、以下に記載された目的および下記「5. グループ会社および提携先企業との共同利用について」に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲内で個人情報を利用します。

(1)保険契約の適正な引受、維持管理、更新、保険金のお支払い、保険料の通知、請求および返戻

(2)委託先（代理店を含む）のサービスの案内・提供

(3)弊社業務・商品・サービスに関する情報提供、運営管理および商品・サービスの充実

(4)弊社が有する債権債務の管理および債権の回収

(5)再保険会社との再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

(6)東京海上グループ各社・提携先企業等が取り扱う損害保険、生命保険、コンサルティング等の商品およびサービスの案内

(7)各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供

(8)弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施

- (9)弊社または弊社代理店が提供する商品、サービスに関する市場調査、個々のお客様に係る情報の集約および当該情報の照合を含むデータ分析、アンケートの実施等による新たな商品およびサービスの研究および開発、ならびにグループ会社の商品・サービスの品質向上
- (10)弊社社員の採用、販売基盤（代理店等）の新設・維持管理
- (11)他の事業者から個人情報の処理を委託された場合の委託業務の遂行
- (12)お客様からのお問い合わせ・依頼等への対応
- (13)保険事故の受付および相談対応、事故に関する各種専門業者に係る情報の提供、ならびに保険事故に係る損害、事故原因の調査（関係先への照会および連携を含みます。）
- (14)保険金等の不正請求その他の不正事案の防止および排除
- (15)弊社または弊社代理店が提供する商品、サービスに関する、他の事業者、研究機関等と共同して行う研究、新たな商品およびサービスの開発、ならびにグループ会社の商品・サービスの品質向上（個々のお客様に係る情報の集約および当該情報の照合を含むデータ分析を行う場合を含みます。）
- (16)お客様の閲覧履歴・購買履歴・属性等の情報を分析して実施する、お客様の興味関心に応じた弊社商品・サービスの広告宣伝、ならびにお客様のニーズに適合した保険募集人の推薦および紹介
- (17)お客様の閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して実施する、お客様の興味関心に応じた東京海上グループ各社および提携先企業等が取り扱う商品・サービスの広告宣伝
- (18)情報システム、情報資産および業務用財産の保全、ならびに弊社施設の安全管理
- (19)お客様に関する保険契約情報、事故情報等を用いたリスクの分析、予測に基づく、お客様のリスクに応じた適切な弊社商品・サービスの提案
- (20)上記(1)から(19)に関する業務内容および手続の改善
- (21)その他、上記(1)から(20)に付随する業務の遂行、各種リスクの把握および管理その他お客様とのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務の遂行、ならびに持株会社による東京海上グループ各社の経営管理および共通重複業務

また、取得の場面にに応じて利用目的を限定するよう努めます。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ウェブサイト等に公表します。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

※グループ会社の範囲につきましては「5. グループ会社および提携先企業との共同利用について」(3)をご覧ください。

3. 個人データの第三者への提供について

（特定個人情報等につきましては下記「8. 特定個人情報等の取扱いについて」をご覧ください。）

- (1)弊社は、次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供しません。
- 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（代理店を含む）へ委託する場合
 - 少額短期保険協会等との間で共同利用を行う場合（下記「6. 支払時情報交換制度」をご覧ください。）
 - 法令に基づき提供が許容される場合
 - 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
 - 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
 - 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除きます。）
 - 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、委託先に提供する場合（下記「4. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託について」をご覧ください。）
 - 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 弊社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「5. グループ会社および提携先企業との共同利用について」をご覧ください。）
- (2)弊社は、法令で定める場合を除き、個人データおよび個人関連情報を第三者に提供した場合（個人関連情報の第三者提供については提供先で個人データとして取得されることが想定される場合）には当該提供に関する事項（どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録します。
- (3)弊社は、第三者から受領した個人関連情報を、弊社が保有する他の情報と結びつける等して個人情報として利用することがあります。この場合、ご本人の同意を取得するなど、個人情報保護法および関連するガイドラインに従った適切な対応を行います。

4. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託について

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。弊社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定めて適切な委託先を選定し、委託契約を締結し、委託先における個人データの取扱い状況を含む情報管理体制を確認する等委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような業務に関連して、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託しています。(④については特定個人情報等を含みます。)

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 保険金支払いその他の損害サービスに関わる業務
- (3) 情報システムの保守および運用に関わる業務
- (4) 支払調書等の作成および提出に関わる業務
- (5) 保険契約の付帯サービスの提供に関わる業務

5. グループ会社および提携先企業との共同利用について

弊社は、東京海上グループ各社および提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。特定個人情報等につきましては共同利用を行いません。

(1) 利用目的

- (i) 東京海上グループ各社
上記2.(1)から(2)に記載された利用目的と同様
- (ii) 提携先企業
提携先企業が提供する商品、サービスの品質向上、新たな商品およびサービスの開発・研究

(2) 個人データの項目

- (i) 東京海上グループ各社
住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況等の内容、保険対象物件に関連する構造・使用状況・地形・気象・災害等のデータ、位置情報、購買履歴、ウェブサイトの閲覧履歴、バイタルデータ、健康診断結果・レセプト・治療・投薬等のデータ、職業上の経歴・保有資格等、経済状況・家計・資産運用に関連するデータ
- (ii) 提携先企業
詳細はこちらをご覧ください。(https://www.tokiomarine-x.co.jp/privacy-policy/personal-data-share.html)

(3) 共同利用する事業者等

●グループ会社：

- 東京海上ホールディングスのグループ会社はこちらをご覧ください。
(https://www.tokiomarinehd.com/company/about/)
- 東京海上日動のグループ会社はこちらをご覧ください。
(https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/group/group.html)
- 東京海上日動あんしん生命保険のグループ会社はこちらをご覧ください。
(https://www.tmn-anshin.co.jp/company/group/)

●提携先企業：

- 提携先企業一覧はこちらをご覧ください。
(https://www.tokiomarine-x.co.jp/privacy-policy/personal-data-share.html)

(4) 個人データ管理責任者

- Tokio Marine X少額短期保険株式会社
住所および代表者の氏名等については会社概要のページをご覧ください。
(https://www.tokiomarine-x.co.jp/company/about.html)

6. 支払時情報交換制度（特定個人情報等につきましては情報交換制度等の対象外です。）

弊社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。詳細につきましては、(社)日本少額短期保険協会のウェブサイトをご覧ください。

(https://www.shougakutanki.jp/general/about/model03.html)

7. センシティブ情報の取扱いについて

弊社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは同法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、および、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。）を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供しません。

8. 特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、弊社は、その目的を超えて取得・利用しません。弊社は、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

9. 個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示（第三者提供記録の開示を含む）・訂正等・利用停止等に関するご請求（以下、「開示等請求」といいます。）については、下記「12. お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者をご本人であることをご確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日回答します。利用目的の通知請求および開示請求については、弊社所定の手数料をいただきます。開示等請求の詳細につきましてはこちらをご覧ください。

(<https://www.tokiomarine-x.co.jp/privacy-policy/disclosure-request.html>)

10. 安全管理措置について

弊社では、個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データおよび特定個人情報等の安全管理措置を講じます。具体的な安全管理措置の内容につきましてはこちらをご覧ください。

(<https://www.tokiomarine-x.co.jp/privacy-policy/security.html>)

11. 仮名加工情報・匿名加工情報の取扱いについて

弊社は、仮名加工情報および匿名加工情報を適正に取り扱います。仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いの詳細につきましてはこちらをご覧ください。

(<https://www.tokiomarine-x.co.jp/privacy-policy/pseudonym-anonymity.html>)

12. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報（個人情報であるものを除く）および匿名加工情報の取扱いに関する苦情およびご相談に対し適切かつ迅速に対応します。

弊社の個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報（個人情報であるものを除く）および匿名加工情報の取扱いならびに個人データ、特定個人情報等、仮名加工情報（個人情報であるものを除く）および匿名加工情報の安全管理措置に関するご照会、ご相談は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

Tokio Marine X少額短期保険株式会社

お問い合わせフォーム

(<https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=pjoe-lijkqg-2e48357305c38f51e2a5ba69c658dfb2>)

住所および代表者の氏名等については会社概要のページをご覧ください。

(<https://www.tokiomarine-x.co.jp/company/about.html>)

情報開示

当社は、お客様、株主、社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様へ、当社をご理解いただき、適正にご評価いただくために、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」に基づき、当社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示に努めます。

ホームページ

商品・サービス・各種手続きのご案内や会社情報等を掲載しています。また、当社からのお知らせやニュースリリース等もご覧いただけます。



公式ホームページ
<https://www.tokiomarine-x.co.jp/>

東京海上グループ サステナビリティレポート

東京海上グループでは、サステナビリティの取り組みをあらゆるステークホルダーの皆様にご報告することを目的として、コミュニケーションツールを作成しています。「サステナビリティレポート」(PDF版)は、東京海上グループのサステナビリティ戦略をデータとともに詳

しくまとめたもので、パソコンやタブレットからでも閲覧しやすいA4横のPDF版で作成しています。

ディスクロージャー誌

当社の事業活動についてステークホルダーの皆様へ幅広くご理解いただくために、毎年「Tokio Marine X少額短期の現状」を発行します。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、決算・財務情報等についてわかりやすく説明しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスでは、ステークホルダーの皆様向けにトップメッセージ、経営戦略、財務の状況等をわかりやすく説明するため「統合レポート(東京海上ホールディングス ディスクロージャー誌)」を作成しています。



公式SNS

当社公式SNSでは、会社の設立や商品開発の秘話、社員の仕事への想いなどを発信しています。



公式note
https://note.com/tokio_marine_x/

勧誘方針

「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定め、保険商品の適正な販売活動に努めます。

1. 金融サービスの提供に関する法律・消費者契約法・個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し適正な保険販売に努めます。
2. 当社代理店に勧誘方針の理解と徹底を図るための指導・教育に努めます。
3. 保険商品の内容およびご契約に関する重要事項については、重要事項説明書による説明を行い、お客様が十分理解されたうえでご契約いただくよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
4. 保険の販売・勧誘にあたっては、お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所での勧誘はいたしません。
5. 保険事故が発生した場合は、迅速かつ適正な保険金の支払いに努めます。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、お客様の情報については、適正かつ厳正な管理に努めます。
7. お客様からのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
8. お客様のご意見等の収集に努め、今後の保険商品の改善や販売活動に反映していくよう努めます。

お客様にご満足いただくために

「お客様の声」への対応については、取締役会委員会『「お客様の声」対応検討委員会』を毎月開催して改善策を議論・検討し、実行に移してきております。

「お客様の声」対応の方針と姿勢

1. 方針

私たちは、お客様のあらゆる声を積極的に受け止め、特に「ご不満・ご要望」に対しては、真摯に受け止め、お客様サービスの向上・業務改善に活かします。

2. 姿勢

a. 「お客様の声」を、感謝の気持ちをもって積極的に受け止めます。

時として厳しいご意見も含まれる「お客様の声」を、私たちは真剣に、そして感謝の気持ちをもって、正面から真摯に受け止めます。

b. 「お客様の声」に、最後まで組織一体となり責任をもって対応します。

寄せられた「お客様の声」に対して、公平・公正で透明性の高い対応を心がけるとともに、最後まで責任をもって、組織一体となった対応をします。

c. 「お客様の声」を業務品質の向上に活かします。

「お客様の声」の中にある問題の本質を見極め、是正し、商品・サービスに反映させていくことにより、「お客様に寄り添った商品・快適な顧客体験」の提供を通じて、「新しい安心・安全」を創ります。

「お客様の声」を受け付ける取り組み

「お客様の声」の受付窓口

当社では以下のとおり、「お客様の声」を承っています。特にお客様からのご不満に対しては、当社内で速やかに連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

●ホームページ「お客様の声」受付窓口

お客様のご意見、ご不満・ご要望については、ホームページ上に「お客様の声」に関するご案内ページを設けておりますので、そちらからお申し出ください。

<https://www.tokiomarine-x.co.jp/inquiry/voice.html>

公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

当社は、保険業法に基づく指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務の実施に関する手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、少額短期保険業に関する一般的な相談のほか、少額短期保険業者の業務に関する苦情や紛争に対応する窓口として、「少額短期ほけん相談室」を設けています。当社との間で問題が解決できない場合には、「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。

<https://www.shougakutanki.jp/>

○一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

フリーダイヤル 0120-82-1144

受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

「お客様の声」を経営に活かす取り組み

「お客様の声」の分析・活用

お客様からお寄せいただいたご不満・ご要望等のご意見については、当社の担当部において一元管理するとともに分析を行い、関係各部署への改善提案および業務プロセスや商品等の改善等当社の施策に活かしていきます。

「お客様の声」対応検討委員会の開催

「お客様の声」についての分析と対応方針を検討する会議を原則として毎月行い、情報共有と経営改善に取り組んでいます。

「お客様の声」を起点とした改善サイクル

いただいた「お客様の声」の内容を丁寧かつ真摯に検討し対応策を講じる「改善サイクル」を効果的に回し続けることにより、高い業務品質をお届けするよう努めてまいります。



2022年度お客様の声の件数および取組実施件数

項目	お客様の声 (件数)	取組実施 (件数)	主な事例
プロモーション関連	10	10	・SMSで広告が届いたが、本物かどうかかわからず不安 ・SMSの配信停止リンクがクリックできない ・SMSの広告配信を止めてほしい
商品内容関連	1	1	・月額270円で加入できるのは魅力的なので、加入対象者を限定せず販路を拡大してほしい
手続き関連	1	1	

お客様から寄せられた声に基づく主な取り組み事例

お客様の声	取り組み内容
SMSで広告が届いたが、 本物かどうかかわからず不安	お客様に安心していただけるよう、当社ホームページやキャンペーンサイト上にSMSを利用している旨を詳細に記載いたしました。 また、SMSで送信するメッセージ内容に情報提供元を明記し、お客様が不安に思われないような文言に修正いたしました。
SMSの配信停止リンクがクリックできない	クリックできない原因を分析し、URLを含むメッセージの表記方法を変更いたしました。
SMSの広告配信を止めてほしい	ご要望いただいたお客様に対し、即時に配信停止を実施いたしました。
月額270円で加入できるのは魅力的なので、 加入対象者を限定せず販路を拡大してほしい	早期にお客様へご連絡し、バイク向け自賠責保険の契約者であれば、自賠責保険の保険会社・代理店に関係なく専用Webサイトからご加入いただける旨をご説明しました。

その他の取り組み

(1) 「UI/UX」の改善

お客様がご覧になるホームページや商品紹介ページ、お申し込みフォームなどのわかりやすさや使いやすさ等を定期的に検証し、改善に取り組んでいます。

(2) お問い合わせに関する迅速な対応

お客様からのお問い合わせに対し、速やかに対応した上で、お問い合わせ内容を社内で共有する取り組みを実施しています。

(3) 適切な業務運営を行うための環境整備

全役職員へ保険業法および関連法令等の周知徹底を図り、お客様本位の適切な業務運営の実践、意識付けに取り組んでいます。

(4) 多様な媒体による商品説明の実施

当社公式SNSにおいて商品開発の秘話や商品の特長を掲載するなど、様々な媒体において、お客様によりわかりやすい商品のご案内ができるよう取り組んでいます。



公式note

https://note.com/tokio_marine_x/

サステナビリティの取り組み

東京海上グループ サステナビリティ憲章

東京海上グループではサステナビリティを実践するための行動指針として、「東京海上グループ サステナビリティ憲章」を定めています。

東京海上グループ サステナビリティ憲章

東京海上グループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることに
より、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。

○商品・サービス

- ・広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。

○人間尊重

- ・すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- ・安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
- ・プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。

○地球環境保護

- ・地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。

○地域・社会への貢献

- ・地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。

○コンプライアンス

- ・常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。

○コミュニケーション

- ・すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。

ダイバーシティの推進

多様性と働きがいの向上

社員の多様性を互いに尊重し、一人ひとりが常に創造と革新に挑戦できる自由闊達な企業風土を築き、D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）の推進による新たなイノベーションの創出、働きがいの向上に取り組んでいます。

人権啓発への取り組み

社員一人ひとりが人権への意識を高め、差別やハラスメントのないより良い人間関係を築くために、毎年すべての社員を対象とした人権啓発研修を実施しています。

商品・サービスについて

保険の仕組み	30
取扱商品	33

保険の仕組み

保険制度について

保険制度とは、偶然の事故による損害を保障（補償）するために、多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができる仕組みです。

少額短期保険について

保険業を行う場合には、保険業法の定めにより、政府から事業免許を受ける必要がありましたが、2006年4月に施行された保険業法の改正により、財務局への登録という比較的簡易な手続で設立が認められ、保険業を行うことができる「少額短期保険業者」が誕生しました。「少額短期保険業者」は、保険業法の規定に従い、少額かつ短期の保険のみを引き受けることができます。また、保険金額が少額かつ保険期間が短期であれば、生命保険も損害保険も引受可能であり、1保険会社で双方の保険を引き受けることができない生命保険会社や損害保険会社とは異なる1つの特徴となっています。

この引受可能な「少額」とは、一般的には、1,000万円以下をいいます。

また、同じく引受可能な範囲を定める「短期」は、損害保険では2年以下、生命保険では1年以下とされています。

保険料について

保険契約者にお支払いいただく保険料は、統計的手法により保険金支払いに充当すべき金額を各保険契約に公平に配分したものに、保険会社の運営経費、代理店手数料などを加算して算出しています。保険料の算出方法については、財務局に届出を行っています。

保険契約締結の流れについて

1. 保険契約の募集

当社では、インターネットや代理店等を通じた保険契約の締結・募集を行っています。

2. 保険契約内容の確認

保険という無形の商品ですので、保険約款で商品の内容を定めています。保険約款には、当社と保険契約者・被保険者（保険の保障（補償）を受けられる方）との権利・義務が具体的に記されています。また、保険約款とは別に、各商品の「Webサイトの商品説明ページ」「重要事項説明書」等を作成し、商品内容をわかりやすく説明しています。

また、当社ではご契約にあたり、Webサイトや電子メールのやり取りなどでお客様の意向を把握し、その意向に沿ったご契約内容であることを確認させていただき取り組みを実施しています。保険契約を申し込まれる方には、保険契約の保障（補償）内容等に関し、ご自分の希望に従ったものであるかどうかをご確認いただきます。

3. 正しいお申し込み

保険契約は、保険契約者による契約のお申し込みと保険会社による承諾という双方の合意により成立し、お申し込み内容や保険約款に記載された事項が保険契約者と保険会社の双方を拘束するものになります。

ご契約の引き受けや保険料の決定に必要な情報として保険会社が保険契約の締結の際に質問する事項（告知事項）について、ありのままにご回答いただきます。

万が一告知いただいた内容が事実と異なる場合や告知いただかない場合には、保険契約を解除の上、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 「保険契約確認証」の発行

保険契約後、お客様ポータルにて保険契約の締結およびその内容を証するものとして保険契約確認証を表示しており、お客様はいつでも契約内容をご確認いただけます。

5. 保険料のお支払い

保険料のお支払いはクレジットカード等の方法をご利用いただけます。保険料の支払いは年間12回払（月払）とし、定められた期日までに保険料のお支払いがない場合は、保険金をお支払いできません。

6. 引受確認

少額短期保険会社は、1被保険者あたりの引受制限額や1保険契約者あたりの被保険者人数の制限など、引き受けに関し法令上種々の制限を受けています。このため、一人の方が複数のご契約をお申し込みいただいた場合などで、保険契約が引き受けできない場合があります。このような場合、法令上の制限を遵守するため、やむを得ず保険契約のお申し込みに対して引き受けを承諾できない場合があります。

7. 保険契約締結後の事実の変更

保険契約締結後に、保険契約のお申し込みの際に入力した事項が変更になることがあります。例えば、住所変更、連絡先電話番号の変更などです。これらの場合、お客様ポータルにて変更手続きが可能です。

事故発生から保険金お支払いまでの流れ（「バイク盗難お見舞い保険」の場合）

1. 主な事故発生時の対応

盗難事故にあわれたら、遅滞なく所轄警察署に盗難被害届を提出し、被保険車両を抹消する手続きを行ってください。

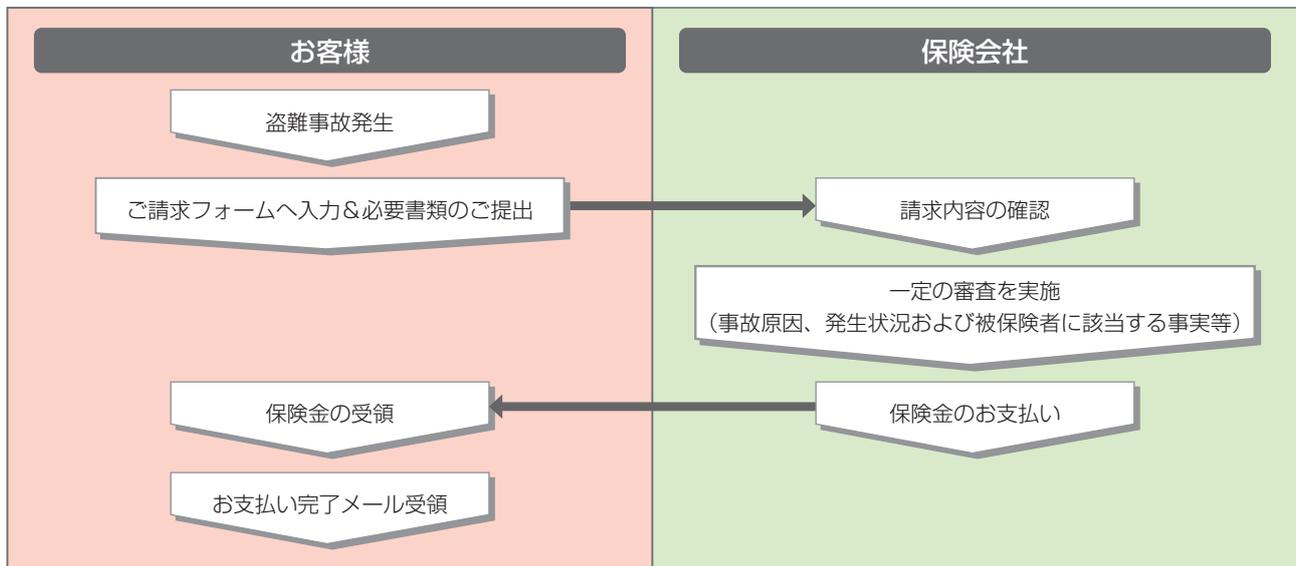
2. 保険金の請求手続き

事故発生時の対応後は、速やかに当社ホームページ上の「保険金のご請求」よりバイク盗難お見舞い保険ご請求フォームにご入力の上、必要書類をご提出ください。

3. ご請求内容の確認、保険金お支払額の決定、保険金のお支払い

ご請求内容の確認、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実等について一定の審査を実施した後、ご指定の振込口座に保険金をお支払いします。

<保険金お支払までの一般的な流れ>



<保険金のお支払いに必要な書類>

ご契約いただいたバイクを抹消したことを確認できるいずれかの書類

- 被保険車両の自動車損害賠償責任保険の解約を示す書類
- 被保険車両の廃車申告受付書および登録抹消の手続きを開始したことを示す書類

取扱商品

バイク盗難お見舞い保険

バイクが盗難された際の費用をサポートする保険

「バイク盗難お見舞い保険」は、バイクが盗難された際に警察への届け出などの手続きを行っていただいたお客様に、車種によらず一定額のお見舞金を支払う業界初^{※1}の保険です。バイクユーザーの80%^{※2}がバイクを「日常生活の移動手段」として使用しているにも関わらず、バイクの盗難は未だに1日30件^{※3}程度発生しており、社会的に大きな問題となっています。

※1 2023年3月1日現在、当社調べ。バイクが盗難された場合に、盗難保険金を「お見舞い金」としてお支払いします。

※2 2022年2月 インターネット調査

※3 出典：(平成30年～令和2年) 警察庁 刑法犯の統計資料より

商品内容については、当社ホームページでご確認ください。

なお、ホームページは商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。契約の際には、「重要事項説明書」および「約款」を必ずお読みください。

募集文書番号：001-BD-0027-202306

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

業績データ

主要な業務の状況	36
経理の状況	44

主要な業務の状況

1. 直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

項目	年度	2021年度	2022年度
正味収入保険料		—	0
経常収益		—	0
保険引受利益(△は損失)		—	△127,178
経常利益(△は損失)		△7,418	△127,178
当期純利益(△は損失)		△7,466	△96,481
正味損害率		—	0.0%
正味事業費率		—	21,592,307.6%
利息及び配当金収入		—	0
資本金 (発行済株式総数)		295,000 (11,800株)	295,000 (11,800株)
純資産額		582,533	486,051
総資産額		583,497	504,106
責任準備金残高		—	0
貸付金残高		—	—
有価証券残高		—	—
保険金等の支払能力の 充実の状況を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)		—	20,928.3%
配当性向		—	—
従業員数		1名	5名

※保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)の算出方法についてはP.42をご参照ください。

※2021年度は、2022年2月1日から2022年3月31日までとなります。

2. 直近の2事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位：千円)

項目	年度	2021年度		2022年度	
		金額	構成比	金額	構成比
その他		—	—	0	100.0%

※正味収入保険料とは、元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料

(単位：千円)

項目	年度	2021年度		2022年度	
		金額	構成比	金額	構成比
その他		—	—	0	100.0%

※元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

③ 支払再保険料

該当ありません。

④ 保険引受利益

(単位：千円)

項目	年度	2021年度		2022年度	
		金額	構成比	金額	構成比
その他の		—	—	△127,178	100.0%

※保険引受利益とは、経常利益から保険引受以外に係る収支を控除したものをいいます。

⑤ 正味支払保険金
該当ありません。

⑥ 元受正味保険金
該当ありません。

⑦ 回収再保険金
該当ありません。

(2) 保険契約に関する指標

- ① 契約者配当金の額
該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

年度 項目	2021年度			2022年度		
	正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
その他	—	—	—	0.0%	21,592,307.6%	21,592,307.6%

※正味損害率=正味支払保険金÷正味収入保険料

※正味事業費率=正味事業費÷正味収入保険料

※正味合算率=正味損害率+正味事業費率

※正味事業費=事業費-再保険手数料

③ 出再控除前の元受損害率、元受事業費率及び元受合算率

年度 項目	2021年度			2022年度		
	元受損害率	元受事業費率	元受合算率	元受損害率	元受事業費率	元受合算率
その他	—	—	—	0.0%	21,592,307.6%	21,592,307.6%

※元受損害率=元受正味保険金÷元受正味保険料

※元受事業費率=事業費÷元受正味保険料

※元受合算率=元受損害率+元受事業費率

- ④ 出再先保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合
該当ありません。

- ⑤ 支払再保険料の格付ごとの割合
該当ありません。

- ⑥ 未収再保険金の額
該当ありません。

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金

該当ありません。

② 責任準備金

(単位：千円)

項目	年度	2021年度	2022年度
その他		—	0

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

該当ありません。

④ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	正味既経過保険料×1%	
経常損失の増加	2021年度	2022年度
	—千円	0千円

※収支残による影響をのぞいています。

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：千円)

項 目	年 度	2021年度		2022年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
現 預 金		583,497	100.0%	450,960	89.5%
金 銭 信 託		—	—	—	—
有 価 証 券		—	—	—	—
運 用 資 産 計		583,497	100.0%	450,960	89.5%
総 資 産		583,497	100.0%	504,106	100.0%

(注) 現預金の金額は、預貯金に係る未収収益を含みます。

② 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：千円)

項 目	年 度	2021年度		2022年度	
		金 額	利回り	金 額	利回り
現 預 金		—	—	0	0.00%
金 銭 信 託		—	—	—	—
有 価 証 券		—	—	—	—
運 用 資 産 計		—	—	0	0.00%
総 資 産		—	—	0	0.00%

③ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比
該当ありません。

④ 保有有価証券利回り
該当ありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高
該当ありません。

(5) 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

	2021年度	2022年度
	その他	その他
普通責任準備金	—	—
異常危険準備金	—	0
契約者配当準備金等	—	—
合計	—	0

(6) ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円)

	2021年度	2022年度
(A) ソルベンシー・マージン総額	—	486,051
① 純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	—	486,051
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	—	0
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	—	—
⑥ 土地の含み損益（85%又は100%）	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2+R2^2]}+R3+R4$	—	4,644
保険リスク相当額	—	0
R1 一般保険リスク相当額	—	0
R4 巨大災害リスク相当額	—	—
R2 資産運用リスク相当額	—	4,509
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	—	4,509
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	—	—
再保険回収リスク相当額	—	—
R3 経営管理リスク相当額	—	135
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/\{(B) \times (1/2)\}] \times 100$	—	20,928.3%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第211条の59および第211条の60ならびに平成18年金融庁告示第14号の規定に基づいて算出しています。

<ソルベンシー・マージン比率とは>

- ・少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（左記の（B））に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額:左記の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（左記の（C））です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険（一般保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
 - ②資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ③経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～②および④以外のもの
 - ④巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- ・「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標の1つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

（7）時価情報等

- ① 有価証券
該当ありません。
- ② 金銭の信託
該当ありません。

経理の状況

計算書類

当社は、保険業法第272条の17の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第1項の規定に基づき、監査役による監査を受け、監査報告書を受領しています。

貸借対照表

(単位：千円)

年 度 科 目	2021年度 (2022年3月31日現在)		2022年度 (2023年3月31日現在)		比較増減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
(資産の部)		%		%	
現金及び預貯金	583,497	100.0	450,960	89.5	△132,536
現 金	—	—	—	—	—
預 貯 金	583,497	100.0	450,960	89.5	△132,536
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—
国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
有 形 固 定 資 産	—	—	10,625	2.1	10,625
土 地	—	—	—	—	—
建 物	—	—	4,895	1.0	4,895
建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	—	—	5,729	1.1	5,729
無 形 固 定 資 産	—	—	—	—	—
ソフトウェア	—	—	—	—	—
の れ ん	—	—	—	—	—
その他の無形固定資産	—	—	—	—	—
代 理 店 貸	—	—	—	—	—
共 同 保 険 貸	—	—	—	—	—
再 保 険 貸	—	—	—	—	—
そ の 他 資 産	—	—	18,624	3.7	18,624
未 収 金	—	—	17,090	3.4	17,090
代 理 業 務 貸	—	—	—	—	—
未 収 保 険 料	—	—	0	0.0	0
前 払 費 用	—	—	1,193	0.2	1,193
未 収 収 益	—	—	—	—	—
預 託 金	—	—	—	—	—
仮 払 金	—	—	—	—	—
保険業法第113条繰延資産	—	—	—	—	—
その他の資産	—	—	340	0.1	340
繰 延 税 金 資 産	—	—	13,895	2.8	13,895
再評価に係る繰延税金資産	—	—	—	—	—
供 託 金	—	—	10,000	2.0	10,000
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—	—
資 産 の 部 合 計	583,497	100.0	504,106	100.0	△79,390

(単位：千円)

年 度 科 目	2021年度 (2022年3月31日現在)		2022年度 (2023年3月31日現在)		比較増減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
(負債の部)		%		%	
保険契約準備金	—	—	0	0.0	0
支払準備金	—	—	—	—	—
責任準備金	—	—	0	0.0	0
普通責任準備金	—	—	—	—	—
異常危険準備金	—	—	0	0.0	0
契約者配当準備金	—	—	—	—	—
代理店借	—	—	—	—	—
共同保険借	—	—	—	—	—
再保険借	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—	—
その他負債	964	0.2	18,055	3.6	17,091
代理業務借	—	—	—	—	—
借入金	—	—	—	—	—
未払法人税等	564	0.1	1,494	0.3	930
未払金	19	0.0	11,440	2.3	11,420
未払費用	—	—	—	—	—
前受収益	—	—	—	—	—
預り金	—	—	—	—	—
資産除去債務	—	—	3,670	0.7	3,670
仮受金	—	—	—	—	—
その他の負債	379	0.1	1,449	0.3	1,069
退職給付引当金	—	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	—	—	—	—	—
賞与引当金	—	—	—	—	—
価格変動準備金	—	—	—	—	—
繰延税金負債	—	—	—	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—	—	—	—
負債の部合計	964	0.2	18,055	3.6	17,091
(純資産の部)					
資本金	295,000	50.6	295,000	58.5	—
新株式申込証拠金	—	—	—	—	—
資本剰余金	295,000	50.6	295,000	58.5	—
資本準備金	295,000	50.6	295,000	58.5	—
その他資本剰余金	—	—	—	—	—
利益剰余金	△7,466	△1.3	△103,948	△20.6	△96,481
利益準備金	—	—	—	—	—
その他利益剰余金	△7,466	△1.3	△103,948	△20.6	△96,481
退職金関係積立金	—	—	—	—	—
不動産圧縮積立金	—	—	—	—	—
社会厚生事業増進積立金	—	—	—	—	—
その他の積立金	—	—	—	—	—
繰越利益剰余金	△7,466	△1.3	△103,948	△20.6	△96,481
自己株式(△)	—	—	—	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	—	—	—
株主資本合計	582,533	99.8	486,051	96.4	△96,481
その他有価証券評価差額金	—	—	—	—	—
繰延ヘッジ損益	—	—	—	—	—
土地再評価差額金	—	—	—	—	—
評価・換算差額等合計	—	—	—	—	—
株式引受権	—	—	—	—	—
新株予約権	—	—	—	—	—
純資産の部合計	582,533	99.8	486,051	96.4	△96,481
負債・純資産の部合計	583,497	100.0	504,106	100.0	△96,481

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

- (注) 1. 保険料、責任準備金および支払準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっています。
 2. 有形固定資産の減価償却は、建物附属設備は定額法、什器備品は定率法により行っています。
 3. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。
 4. 責任準備金は保険業法施行規則第211条の46の規定に基づく準備金であり、同第1項第1号イに規定する未経過保険料の金額は、純保険料等に基づく算出方法により計算しています。
 5. 有形固定資産の減価償却累計額は1,187千円です。
 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

少額短期保険業者の資産運用は、預貯金（外貨建をを除く）・国債・地方債等に限定されている上、当社では安全性・流動性の確保のため、預貯金による運用を基本方針としています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	450,960	450,960	-
(2) 未収金	17,090	17,090	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

当社が保有する金融商品のうち重要性があるものは上記表のとおりですが、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

7. 繰延税金資産の総額は18,509千円、繰延税金資産から評価性引当として控除した額は4,614千円です。繰延税金資産の発生の主な原因は、繰延資産償却超過額14,851千円です。

当社は、当期からグループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）を当期の期首から適用しています。

8. 当期末における責任準備金の内訳は次のとおりです。

(責任準備金)

普通責任準備金	一千円
異常危険準備金	0千円
計	0千円

9. 1株当たりの純資産額は41,190円79銭です。算定上の基礎である純資産額は486,051千円であり、その全額が普通株式に係るものです。また、普通株式の当期末発行済株式数は11,800株です。

10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	年 度		比較増減
	2021年度 (2022年2月1日から 2022年3月31日まで)	2022年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	
	金 額	金 額	
経 常 収 益	—	0	0
保 険 料 等 収 入	—	0	0
保 険 料	—	0	0
再 保 険 収 入	—	—	—
回 収 再 保 険 金	—	—	—
再 保 険 手 数 料	—	—	—
再 保 険 返 戻 金	—	—	—
そ の 他 再 保 険 収 入	—	—	—
責 任 準 備 金 等 戻 入 額	—	—	—
支 払 備 金 戻 入 額	—	—	—
責 任 準 備 金 戻 入 額	—	—	—
資 産 運 用 収 益	—	0	0
利 息 及 び 配 当 金 収 入	—	0	0
預 貯 金 利 息	—	0	0
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	—	—	—
そ の 他 利 息 配 当 金	—	—	—
有 価 証 券 売 却 益	—	—	—
有 価 証 券 償 還 益	—	—	—
そ の 他 運 用 収 益	—	—	—
そ の 他 経 常 収 益	—	—	—
経 常 費 用	7,418	127,178	119,760
保 険 金 等 支 払 金	—	—	—
保 険 金	—	—	—
給 付 金	—	—	—
解 約 返 戻 金	—	—	—
そ の 他 返 戻 金	—	—	—
契 約 者 配 当 金	—	—	—
再 保 険 料	—	—	—
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	—	0	0
支 払 備 金 繰 入 額	—	—	—
責 任 準 備 金 繰 入 額	—	0	0
資 産 運 用 費 用	—	—	—
有 価 証 券 売 却 損	—	—	—
有 価 証 券 評 価 損	—	—	—
有 価 証 券 償 還 損	—	—	—
そ の 他 運 用 費 用	—	—	—
事 業 費	7,418	127,178	119,760
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	4,515	121,762	117,247
税 金	2,903	4,025	1,122
減 価 償 却 費	—	1,390	1,390
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	—	—	—
そ の 他 経 常 費 用	—	—	—
保 険 業 法 第 113 条 繰 延 資 産 償 却 費	—	—	—
そ の 他 の 経 常 費 用	—	—	—
保 険 業 法 第 113 条 繰 延 額 (△)	—	—	—
経 常 利 益 (経 常 損 失 △)	△7,418	△127,178	△119,759
特 別 利 益	—	—	—
特 別 損 失	—	—	—
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	—	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益 (同 当 期 純 損 失 △)	△7,418	△127,178	△119,759
法 人 税 及 び 住 民 税	48	△16,800	△16,849
法 人 税 等 調 整 額	—	△13,895	△13,895
法 人 税 等 合 計	48	△30,696	△30,744
当 期 純 利 益 (当 期 純 損 失 △)	△7,466	△96,481	△89,015

現 状

経 営 に つ い て

商 品 ・ サ ー ビ ス に つ い て

業 績 デ ー タ

コ ー ポ レ ー ト デ ー タ

(注) 1. 関係会社との取引による費用総額は27,383千円です。

2. (1) 正味収入保険料は、0千円です。

(2) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額	－千円
異常危険準備金繰入額	0千円
計	0千円

(3) 利息及び配当金等収入の内訳は、預貯金利息0千円です。

3. 1株当たりの当期純利益は△8,176円42銭です。算定上の基礎である当期純利益は△96,481千円であり、その全額が普通株式に係るものです。また、普通株式の期中平均株式数は11,800株です。

なお、潜在株式がないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は算出していません。

4. 関連当事者との取引は以下のとおりです。

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額
親会社	東京海上日動火災保険株式会社	被所有 直接 100%	—	出向者受入 (注1)	出向者負担金の支払 25,370
				事業活動に係る 費用の立替等 (注2)	立替費用等の精算 868
親会社の 子会社	東京海上日動システムズ株式会社	—	—	外部委託 (注2)	外部委託費 (費用) 1,144

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 出向者負担金については、出向元の給与水準を元に出向者の従事割合等を勘案して金額を決定しています。

(注2) 一般取引条件を参考に決定しております。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

2021年度（2022年2月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	—	—	—	—
当期変動額				
新株の発行	295,000	295,000	—	295,000
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	295,000	295,000	—	295,000
当期末残高	295,000	295,000	—	295,000

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	—	—	—	—	—
当期変動額					
新株の発行	—	—	—	—	590,000
剰余金の配当	—	—	—	—	—
当期純利益	—	△7,466	△7,466	—	△7,466
自己株式の処分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△7,466	△7,466	—	582,533
当期末残高	—	△7,466	△7,466	—	582,533

	評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計			
当期首残高	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	590,000
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	△7,466
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	582,533
当期末残高	—	—	—	—	—	—	582,533

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	295,000	295,000	—	295,000
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	295,000	295,000	—	295,000

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	—	△7,466	△7,466	—	582,533
当期変動額					
新株の発行	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—
当期純利益	—	△96,481	△96,481	—	△96,481
自己株式の処分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△96,481	△96,481	—	△96,481
当期末残高	—	△103,948	△103,948	—	486,051

	評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計			
当期首残高	—	—	—	—	—	—	582,533
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	△96,481
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△96,481
当期末残高	—	—	—	—	—	—	486,051

(注) 1. 発行済株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	11,800株	一株	一株	11,800株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額
該当ありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当ありません。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	2021年度 (2022年2月1日から 2022年3月31日まで)	2022年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益 (△は損失)		△7,418	△127,178	△119,759
減価償却費		—	1,390	1,390
保険業法第113条繰延資産償却費		—	—	—
支払備金の増加額 (△は減少)		—	—	—
責任準備金の増加額 (△は減少)		—	0	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		—	—	—
契約者配当準備金繰入額		—	—	—
退職給付引当金の増加額 (△は減少)		—	—	—
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少)		—	—	—
価格変動準備金の増加額 (△は減少)		—	—	—
利息及び配当金等収入		—	△0	△0
有価証券関係損益 (△は益)		—	—	—
支払利息		—	—	—
為替差損益 (△は益)		—	—	—
有形固定資産関係損益 (△は益)		—	5	5
代理店貸の増加額 (△は増加)		—	—	—
再保険貸の増加額 (△は増加)		—	—	—
共同保険貸の増加額 (△は増加)		—	—	—
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)		—	△1,534	△1,534
代理店借の増加額 (△は減少)		—	—	—
再保険借の増加額 (△は減少)		—	—	—
共同保険借の増加額 (△は減少)		—	—	—
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)		915	12,273	11,357
その他		—	—	—
小 計		△6,502	△115,042	△108,540
利息及び配当金等の受取額		—	0	0
利息の支払額		—	—	—
契約者配当金の支払額		—	—	—
その他		—	—	—
法人税等の支払額		—	△48	△48
営業活動によるキャッシュ・フロー		△6,502	△115,091	△108,588
投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増減額 (△は増加)		—	—	—
有価証券の取得による支出		—	—	—
有価証券の売却・償還による収入		—	—	—
有形固定資産の取得による支出		—	△7,445	△7,445
有形固定資産の売却による収入		—	—	—
無形固定資産の取得による支出		—	—	—
保険業法第113条繰延資産の取得による支出		—	—	—
その他		—	△10,000	△10,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		—	△17,445	△17,445
財務活動によるキャッシュ・フロー				
借入れによる収入		—	—	—
借入金の返済による支出		—	—	—
社債の発行による収入		—	—	—
社債の償還による支出		—	—	—
株式の発行による収入		590,000	—	△590,000
自己株式の取得による支出		—	—	—
配当金の支払額		—	—	—
その他		—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		590,000	—	△590,000
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		583,497	△132,536	△716,034
現金及び現金同等物期首残高		—	583,497	583,497
現金及び現金同等物期末残高		583,497	450,960	△132,536

(注) 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金 (現金及び現金同等物) は、手許現金、随時引き出し可能な預貯金からなっています。

事業費の明細

(単位：千円)

区 分	年 度	2021年度 (2022年2月1日から 2022年3月31日まで)	2022年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	
営業費		—	6,093	6,093
代理店手数料		—	—	—
広告宣伝費		—	6,093	6,093
その他営業費		—	—	—
一般管理費		4,515	115,669	111,153
人件費		1,856	25,504	23,648
物件費		2,658	90,164	87,505
税金		2,903	4,025	1,122
減価償却費		—	1,390	1,390
退職給付引当金繰入額		—	—	—
事業費計		7,418	127,178	119,760

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

コーポレートデータ

株式の状況	56
会社の組織	57
役員の状況	58
従業員の状況	60
子会社等の状況	60
店舗一覧	60
保険に関する用語の説明	61

株式の状況

株主及び株式の状況

当社の発行可能株式総数は、118,000株、発行済株式総数は11,800株です。

大株主

(2023年3月31日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	11,800	100.00
計		11,800	100.00

資本金の推移

年月日	資本金の額 (千円)		摘要
	増減額	残高	
2022年3月31日	—	295,000	初年度末残高
2023年3月31日	—	295,000	本年度末残高

会社の組織

組織図 (2023年7月1日現在)



※内部監査については、東京海上日動火災保険株式会社 内部監査部による内部監査を受けています。

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

役員の状況

取締役

(2023年7月1日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略歴
取締役社長 (代表取締役)	宮谷 恒平 (1983年1月15日生)	2007年 4月 東京海上日動火災保険株式会社入社 2020年 4月 同社デジタルイノベーション部・アライアンス推進室 課長 2022年 2月 当社取締役社長（現職） 2022年 4月 東京海上日動火災保険株式会社デジタルイノベーション部部長席専門課長（現職）
取締役	中西 光 (1973年11月23日生)	1997年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2010年 7月 東京海上日動火災保険株式会社企業商品業務部・財産グループ課長 2016年 4月 同社本店営業第五部次長 兼 営業第三課長 2019年 4月 Tokio Marine Holdings Head of Digital Innovation (Silicon Valley) 2021年 4月 東京海上日動火災保険株式会社デジタルイノベーション部長（現職） 2022年 2月 当社取締役（現職）
取締役	原田 秀美 (1975年9月6日生)	1998年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2011年 7月 東京海上日動火災保険株式会社営業企画部マーケティンググループリーダー 2018年 4月 TMA Asia Digital Strategy Dpt. Head of department 2019年 4月 東京海上ホールディングス株式会社事業戦略部企画グループリーダー 2020年 4月 東京海上ホールディングス株式会社デジタル戦略部企画グループリーダー 兼 東京海上日動火災保険株式会社 dX推進部ビジネスデザイン室長 2020年 7月 ホワイトヘルスケア株式会社監査役（現職） 2020年11月 株式会社AlgoNaut取締役（現職） 2021年11月 トレジリエンス株式会社監査役（現職） 2023年 4月 東京海上日動火災保険株式会社デジタルイノベーション部長 兼 dX推進部 ビジネスデザイン室長 兼 東京海上ホールディングス株式会社デジタル戦 略部・企画グループリーダー 兼 事業戦略部参与（現職） 当社取締役（現職）

監査役

(2023年7月1日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略歴
常勤監査役	にしむらたくひろ 西村拓浩 (1967年7月11日生)	1990年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2005年 7月 東京海上日動火災保険株式会社横浜中央支店横浜中央支社長 2006年 7月 同社横浜中央支店横浜西支社長 2008年 7月 同社東京自動車営業第三部営業第二課長 2011年 7月 同社東京自動車営業第三部次長兼営業第三課長 2012年 7月 同社東京自動車営業第四部次長兼営業第一課長 2014年 4月 同社京滋自動車営業部長 2017年 4月 同社栃木支店長 2019年 4月 同社理事栃木支店長 2020年 4月 同社理事熊本支店長 2021年 4月 同社執行役員熊本支店長 2023年 3月 同社執行役員退任 2023年 4月 当社常勤監査役（現職）
監査役	はんがただし 半田 達禎 (1960年8月3日生)	1984年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2008年 7月 東京海上日動火災保険株式会社個人商品業務部部长 2011年 4月 同社経営企画部部长 2013年 6月 同社経営企画部長 2014年 4月 同社理事経営企画部長 2015年 4月 同社執行役員経営企画部長 2017年 4月 同社執行役員 2017年 6月 同社執行役員退任 2017年 6月 東京海上ホールディングス株式会社常務執行役員 2018年 4月 同社常務執行役員グループ副CFO経営企画部長 2018年 6月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員 2020年 4月 東京海上ホールディングス株式会社専務執行役員グループCSSO 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役経営企画部長 2020年 5月 同社専務取締役 2020年 6月 東京海上ホールディングス株式会社専務取締役グループCSSO 2021年 4月 同社専務取締役 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役経営企画部長 2021年 6月 東京海上ホールディングス株式会社専務取締役退任 2021年 7月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役 2022年 3月 同社専務取締役退任 2022年 4月 同社顧問 2022年 6月 同社監査役（現職） 2023年 3月 当社監査役（現職）
監査役	むらおたかとし 村尾尚俊 (1979年1月28日生)	2003年 4月 日動火災保険株式会社入社 2020年 4月 東京海上ホールディングス株式会社監査役室マネージャー 2021年 4月 同社経営企画部・国内事業支援グループマネージャー（現職） 2022年 2月 当社監査役（現職）

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

従業員の状況

(2023年3月31日現在)

従業員数	5名
------	----

子会社等の状況

該当ありません。

店舗一覧

(2023年7月1日現在)

本社	〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-16
----	--------------------------

保険に関する用語の説明

【か行】

解除（解約）

保険契約者または保険会社の、相手方に対する意思表示によって、保険契約の効力を失わせること。保険契約者は、いつでも保険契約を解除できるが、保険会社は、保険契約者や被保険者に契約上の義務違反があった場合など、一定の事由がある場合にしか保険契約を解除できない。解除の効力は将来に向かって発生するのが原則だが、保険料の不払いや重大事由による場合など始期に遡って保険責任がなくなる場合もある。

保険契約者からの解除を実務上、「解約」と呼ぶことが多い。

告知義務

保険契約の締結に際し、保険契約者および被保険者になろうとする者が、保険会社の質問にしたがって、保険契約の引受範囲内か否かや保険料の適用基準を判定するための保険契約に関する重要な事項について回答する義務。この義務に違反して事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知すると、保険会社が保険契約を解除したり、保険金が支払われないことがある。

【さ行】

重要事項説明書

保険契約のお申し込みにあたり、保険契約者・被保険者が知っておくべき保険契約の概要、保険契約に関し特に注意すべき事項などを説明する文書。

責任準備金

保険会社が将来の保険金支払いのために積立てている金額。

【た行】

大数の法則

数学的には、実際に実験して得られた結果としての確率が理論的な確率に一致することをいい、サイコロを振って1の目が出る割合は振る回数を極めて多くすれば、1/6に近づくことなどが例として挙げられる。保険においては、個々の保険契約者にとっては偶然の事象である火災等による損害も、多くの保険契約者についてみれば、毎年安定的な割合で推移するように見えるので、これに基づいて安定的に保険会社の経営を行うことができることを「大数の法則」という。

特約条項

保険契約の基本的内容である普通保険約款の内容を必要に応じて変更することを定めた文書。

【は行】

被保険者

保険の保障（補償）を受ける者。傷害保険や生命保険では、その者が負傷したり死亡したときに保険金が支払われる保障（補償）の対象。

普通保険約款

保険契約の内容について定めた文書。どのような場合に保険金がどのように支払われ、どのような場合には保険金が支払われず、また、保険契約の終了事由なども規定されている。少額短期保険業者は、使用する普通保険約款の内容について、財務局に届出を行わなければ、その普通保険約款を使用した保険を募集することができない。

特約条項と併せて「保険約款」といわれることがある。

保険期間

保険会社が保障（補償）を行う期間として、保険契約上約定した期間をいう。

保険業法

保険事業のあり方を規制する法律。保険業を行う者の業務の健全かつ適正な運営と保険募集の公正を確保するために、保険会社、保険代理店、ブローカーに対する監督等について規定している。

保険金

保障（補償）の対象とする事故が発生した場合に、保険会社が支払う金銭をいう。

保険金額

保険契約上取り決めた保険会社が負う保険金支払い責任の上限額。損害保険では、保険金額の範囲内で、実際に生じた損害の額に対して保険金が支払われる。

保険契約者

保険契約の当事者として、保険契約の内容を決定し、保険会社との間で保険契約の締結を行う者。保険料を負担する義務を負う。

保険法

保険契約の内容および効力等に関して定めた法律。2010年4月に施行される前は商法の中に定められていた保険契約に関する規定を独立の法律にしたもの。消費者保護等の観点から「片面的強行規定」の概念が取り入れられ、保険約款の内容であっても、保険契約者・被保険者にとって保険法より不利な内容を定めると、その効力が否定されることがある。

保険約款

普通保険約款および特約条項のことで、保険契約の内容について定めている。

保険料

保険会社が保険責任を負うことの対価として保険契約者が支払う料金。

「Tokio Marine X少額短期の現状2023」

2023年7月発行

Tokio Marine X少額短期保険株式会社

〒104-0061 東京都中央区銀座5丁目3番16号

URL : <https://www.tokiomarine-x.co.jp/>



Tokio Marine X少額短期保険株式会社

